

## 志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により高額となるあおさのり養殖に必要な海苔網の購入費用について支援するため、志摩市あおさのり海苔網購入補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するため、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1種区画漁業権の存在する水面で藻類養殖業を営む個人又は法人であること。
- (2) 鳥羽磯部漁業協同組合又は三重外湾漁業協同組合の組合員であること。
- (3) 市内に住所又は事業所を有していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。ただし、徴収猶予の適用を受けている場合を除く。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、あおさのり養殖に使用する海苔網の購入に要する費用とし、消費税等は、対象外とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、10万円を上限とする。

2 前項の補助金の合計金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付申請は、1年度につき1回とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付確定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その可否を審査の上、申請者に、志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付(不交付)決定通知書兼交付確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、交付すべき補助金額を確定した後、申請者から志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付請求書(様式第3号)により請求を受けて行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。